

近畿地方交通審議会運営規則改正対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 近畿地方交通審議会(以下「審議会」という。)の運営については、地方交通審議会規則(平成13年国土交通省令第24号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 近畿地方交通審議会(以下「審議会」という。)の運営については、地方交通審議会規則(平成13年国土交通省令第24号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(召 集)</p> <p>第2条 審議会は、会長が召集する。</p> <p>2 会長は、審議会を召集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面を委員及び審議事項に関係のある臨時委員に送付するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p>	<p>(召 集)</p> <p>第2条 審議会は、会長が召集する。</p> <p>2 会長は、審議会を召集するときは、その期日の5日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面を委員及び審議事項に関係のある臨時委員に送付するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第3条 会長は、議長として審議会の議事を運営する。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第3条 会長は、議長として審議会の議事を運営する。</p>
<p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、審議会に出席して、その意見を述べ又は説明を行なうことを求めることができる。</p>	<p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員又は議事に関係のある特別委員以外の者に対し、審議会に出席して、その意見を述べ又は説明を行なうことを求めることができる。</p>
<p>(緊急議案)</p> <p>第5条 審議会は、出席した委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ</p>	<p>(緊急議案)</p> <p>第5条 審議会は、出席した委員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ</p>

め通知のあった事項以外の事項についても決議することができる。

( 議事録 )

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

( 議事の公開 )

第7条 会議は公開し、議事録は会議終了後速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

( 答申書等 )

第8条 審議会が行なう答申又は建議は、書面をもってする。

( 部 会 )

第9条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

3 第2条から第7条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの

め通知のあった事項以外の事項についても決議することができる。

( 議事要録 )

第6条 審議会の議事の概要については、議事要録を作成する。

( 答申書等 )

第7条 審議会が行なう答申又は建議は、書面をもってする。

( 部 会 )

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の決議は、会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

3 第2条から第6条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの

規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規則は、昭和45年10月29日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年3月10日から適用する。

規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。

附 則

この規則は、昭和45年10月29日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から適用する。